3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町曽木字曽木三八九、三九二の三、七四三の一、七四四、七四五の一、七四六の一、七四六の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字曽木三九二の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市芦田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　土地改良事業用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市芦田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○九州地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月十七日

九州地方整備局長　岡本　博

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原三〇〇二番一から同市大字島之内字森田六八六番三まで	前	一〇・一〇〜一一・四〇メートル	〇・二三四キロメートル
	後	一〇・九〇〜二五・三五メートル	〇・二三四キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月十七日

九州地方整備局長　岡本　博

㈠　供用開始の区間　図面縦覧場所

路線名　十号　宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原三〇〇二番一から同市大字島之内字森田六八六番三まで　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

㈡　供用開始の期日　平成二十二年五月十七日

国会事項

衆議院

議案提出

五月十三日議員から提出した議案は次のとおりである。

内閣委員長田中けいしゅう君解任決議案（浜田靖一外五名提出）

要求書受領

五月十三日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

内閣委員長田中けいしゅう君解任決議案

浜田靖一外五名

議案送付

五月十三日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案

議案通知

五月十三日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（塩崎恭久外四名提出）

幹部国家公務員法案（塩崎恭久外四名提出）

議案撤回

五月十三日議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案（竹本直一外四名提出）

質問書提出

五月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

鳩山由紀夫内閣における外務省在外公館派遣員制度に係る改革に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

「高齢運転者等専用駐車区間制度」に関する質問主意書（木村太郎提出）

米軍普天間飛行場及び嘉手納飛行場の運用時間に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

参議院

議案受領

五月十三日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案（閣法第四五号）

議案付託

五月十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案（閣法第四五号）

農林水産委員会に付託

通知書受領

五月十三日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（塩崎恭久外四名提出）

幹部国家公務員法案（塩崎恭久外四名提出）

議案撤回通知書受領

五月十三日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案（竹本直一外四名提出）

質問主意書提出

五月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄戦に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第七〇号）

地方社会保険医療協議会の在り方に関する質問主意書（岡田広提出）（第七一号）

人事異動

内閣

判事に任命する

（熊本地方裁判所判事）判事　伊藤　雅人

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（熊本地方裁判所判事・熊本簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　難波　孝一

兼官を免ずる（以上五月十二日）

小林　正明